

報告第1号

平成30年度亀岡市一般会計予算継続費の 逡次繰越しについて

平成30年度亀岡市一般会計予算継続費の年割額に係る歳出
予算の経費を地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づ
き、別紙のとおり令和元年度へ逡次繰越したので、同項の規定に
より報告する。

令和元年6月3日提出

亀岡市長 桂川孝裕

平成30年度亀岡市一般会計予算継続費繰越計算書

別紙

款	項	事業名	継続費額の総額	平成30年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国府支出金	地方債	その他
2 総務費	1 総務管理費	亀岡会館除却事業	円 387,000,000	円 145,000,000	円 209,000,000	円 354,000,000	円 306,035,000	円 47,965,000	円 47,965,000	円 55,000	円 15,310,000	円 32,600,000	円
10 教育費	5 社会教育費	中央公民館除却事業	円 121,900,000	円 86,300,000		円 86,300,000	円 73,882,000	円 12,418,000	円 12,418,000	円 18,000		円 12,400,000	